

兵庫県看護小規模多機能型居宅介護事業者連絡協議会会則

【目的】

第 1 条 兵庫県看護小規模多機能型居宅介護事業者連絡協議会(以下:看多機協議会)は、訪問看護と小規模多機能居宅介護の機能を合わせ持つ複合型サービスとして、医療ニーズへの対応や「通い」「泊り」「訪問看護」「訪問介護」のサービスを一体的に提供し、医療依存度の高い利用者の暮らしを支える「看護小規模多機能型居宅介護事業(以下:看多機事業)」の経営・サービスの質の向上等に関し、兵庫県との連携した周知・広報活動、研修、情報交換、連絡調整及び調査研究等を行うことにより兵庫県看多機事業の健全な発展を図り、県民の地域包括ケアシステムの実現と向上に努めることを目的とする。

【事業】

第 2 条 看多機協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う

- 1 兵庫県と連携して看多機事業の周知・広報活動
- 2 看多機事業の運営、サービスの質向上のための研修の実施
- 3 看多機事業者間の情報交換
- 4 行政などへの要望の提出
- 5 行政などからの通知および情報の周知
- 6 その他調査研究等、看多機協議会の発展に必要な事業

【会員】

第 3 条

- 1 看多機協議会の会員は、当会の目的に賛同した兵庫県内の看多機事業者及び関係団体又は個人とする
- 2 会員として入会しようとする事業者は、別に定める入会申込書により、会長に申し込む
- 3 本会の会員は、次の場合には退会したものとする
 - 1) 看多機事業者またはその構成員が退会届を会長に提出した場合
 - 2) 督促を受けながら、2 ヶ年会費が支払わない場合
- 4 休止中の看多機事業者については、その看多機事業者の意向により継続入会も可能とする

【役員等】

第 4 条

- 1 看多機協議会に次の役員を置き、協議会の運営にあたる
 - 1) 会長 1 名
 - 2) 副会長 1～2 名
 - 3) 監事 1 名
 - 4) その他役員若干名

【役員等の職務】

第 5 条

- 1 会長は、看多機協議会を代表し、会務を総括する
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する
- 3 監事は、会計を監査する
- 4 その他役員は看多機協議会の活動を推進するための業務を行う

【役員等の選出】

第 6 条 役員等は会員の推薦を受け、役員会にて選出する

【役員等の任期】

第 7 条 役員等の任期は 2 年とし、選出の承認を得た総会から翌翌年の総会までとする。但し再任を妨げない

【会議】

第 9 条 看多機協議会の会議は、総会及び役員会等とし、会長が招集する

【議決事項】

第 10 条 総会は、年 1 回開催し、次に掲げる事項を決議する。ただし、臨時総会は随時開催することができる、会長が招集する

- 1) 会則の変更に関する事
- 2) 事業計画並びに予算及び決算の決定及び変更に関する事
- 3) その他必要な事項

【総会】

第 11 条

- 1) 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する
- 2) 総会の議事は出席者の過半数で議決する

【役員会】

第 12 条 役員会は、必要に応じて、会長が招集する

【会計】

第 13 条

- 1) 看多機協議会は、事業の運営費用に充てるため、会費の徴収(1 事業所 月額 1,000 円)お

よび会計処理を行う

- 2) 会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、初年度は、協議会設立の日から翌年 3 月 31 日までとする
- 3) 各年度の予算は、会長が編成し、総会決議によって決する
- 4) 各年度の決算は、会計の監査を受けた上、会長が決裁し、総会で承認を求める

【事務局】

第 14 条 看多機協議会の事務局は、会長が所属する事業所に置く

附則

- 1 看多機協議会(正式名:兵庫県看護小規模多機能型居宅介護事業者連絡協議会)は令和 3 年 10 月 14 日に設立し、この会則は令和 3 年 10 月 14 日から施行する。
- 2 第 6 条の規定にかかわらず設立当初の役員は会員の互選により選出する